

令和 7 年度当初予算高度無線環境整備推進事業公募要領
(間接補助事業者向け)

1 公募期間

公募開始日：令和 7 年 4 月 1 8 日（金）

第一次締切：同年 5 月 2 3 日（金） 1 2 : 0 0（必着）まで

第二次締切：同年 6 月 2 0 日（金） 1 2 : 0 0（必着）まで

第三次締切：同年 7 月 1 8 日（金） 1 2 : 0 0（必着）まで

※ 第一次締切申請の案件から交付決定を行います。

※ 応募多数の場合は実施内容を調整させていただく場合があります。また、第二次締切及び第三次締切については、第一次締切又は第二次締切までの応募により予算額に達すると見込まれる場合、以降の受付を行わないことがあります。なお、同期日の締切に申請された案件の採択に当たっては、原則として、令和 7 年 1 月 1 7 日（金）から同年 2 月 7 日（金）までの間に実施した間接補助事業の補助要望調査において、補助要望調査書が提出されていたものを優先します。

2 申請方法

間接補助事業の執行については、令和 7 年度当初予算においても引き続き、令和 6 年度補正予算の執行団体である一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）にて対応させていただきますので、同協会 HP（<https://www.ciaj.or.jp/bb/broadband0701/>）をご確認ください。

3 採択スケジュール（予定）

提出された書類の審査等を行い、令和 7 年 6 月以降に内示及び交付決定を行います。

4 令和 7 年度当初予算の概要

令和 7 年度当初予算の執行における地域条件（※）を含む町字整備を行う場合が補助対象となります。

※ 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯

5 留意事項

（1）案件採択関係

公募申請された案件については、外部有識者の意見を聴取しつつ、全体の申請件数、予算額等を勘案し採択案件を決定します。

なお、応募多数により令和7年度当初予算の額ではすべての案件に対応できない場合には、事業内容に基づき優先順位付けを行った上で、補助金額の調整や令和6年度当初予算または令和6年度補正予算での執行をお願いする場合がありますので、あらかじめご承知おきます。

※ 優先順位付けにおいて考慮するポイントの例

- ・ 光ファイバ未整備地域の解消の度合い（整備対象世帯数の規模）

（２）譲渡手続き関係

自治体設備の民間事業者への譲渡については、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」および「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」

（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html）の記載内容も確認の上ご検討願います。